

判例時報

臨時增刊
昭53・8・15号

特集 伊方原子力発電所訴訟 第一審判決

(松山地裁53.4.25判決)

No. 891

価 1500 円

＜判決をめぐって＞

伊方原発訴訟の意義と問題点	下山 英二	2
伊方原発訴訟判決における原告適格 について	川上宏二郎	7
伊方原発訴訟における許可処分手続 の違法性の存否	保木本一郎	12
原子炉設置許可の裁量処分性	佐藤 英善	17
伊方科学裁判の提起したもの	大熊由紀子	22
欧米の原子力発電訴訟	齋藤 統	28

判例時報社発行 日本評論社発売

ても事故に至るはるか事前の段階で防止されるようになってくるのに比べると、右のウィンズケール原子炉やSL-1原子炉においては何ら安全策が講ぜられていなかったに等しいといえるのであるから、これらの原子炉における事故例をもって今日の発電用原子炉の安全性をうんぬんすること自体全くの誤りである。

すなわち、ウィンズケール原子炉は、一九五〇年、プルトニウム生産用原子炉として作られた空気冷却、天然ウラン、黒鉛減速の原子炉であって、燃料棒を冷却した空気が直接大気中に放出される構造となっていた。その事故は、一九五七年右原子炉において、黒鉛の歪として蓄えられているウイグナーエネルギーの放出操作中、燃料棒が急速に加熱し、熱によって露出したウランの酸化をもたらし、核分裂生成物が大気中に放出されたことから、風下方向五〇キロメートルの範囲において約六週間にわたり牛乳の廃棄を行ったというものである。右原子炉の構造は、本件原子炉に例えれば、原子炉を冷却した一次冷却水を直接環境に放出する構造といえるが、現在の発電用原子炉にはかかる無防備の原子炉はないのである。

また、SL-1原子炉は、飛行機で運搬することができるとして小型の南極駐屯部隊用の電源として設計された特殊な沸騰水型原子炉であって、制御棒は五本しかなく、したがって、制御棒を一本でも引き抜くと、たちまち原子炉が臨界状態となる仕組みになっていた。事故は、一九六一年、右原子

炉を定期保守等のため停止し、修理作業等を行っていた際、作業員が誤って制御棒を引き抜いたため、原子炉が暴走し、原子炉内の圧力が上昇して、原子炉容器の蓋が吹き飛ばされ、原子炉の上にあった作業員三名が死亡したというものである（なお、右原子炉は通常の建物内に設置され、格納容器はなかったが、建物が格納容器の働きをし、建物外への放射性物質の放出はわずかであった）。これに対し、現在の発電用原子炉は、一本の制御棒を引き抜いても臨界になることはなく、また、仮に誤って全部の制御棒を引き抜いても（実際には誤って引き抜くことはできない設計となっている）、暴走することはない。

(7) 以上によって明らかのように、現在の発電用原子炉では、たとえ異常な状態が生じたとしても、あらかじめ用意された種々の安全対策が効を奏しているのであるが、このことから、本件原子炉において仮に事故が起こったとしても、そのために周辺環境に放射性物質を放出することはなく、また、百歩譲って周辺環境に放射性物質を放出したとしても、その量はごくわずかであって、周辺環境に影響を及ぼすことはあり得ないことが十分理解できよう。

(8) なお、本件原子炉については、昭和五二年一月二九日臨界に達した後、各種試験の実施がすべて順調に行われているが、このことは、本件原子炉が設計どおり安全に建設されており、今後安全に運転され得ることを裏付ける重要な事情と考えられるので、以下この点について簡単に付言する。

本件原子炉は、全設備及び全システムの機能試験を経た後、昭和五二年一月八日には燃料の装荷を完了し、更に、各種安全系統の試験等を繰り返し、昭和五二年一月二九日には、核分裂連鎖反応がある一定の割合で継続するいわゆる臨界に達した。

その後、出力分布測定試験、制御棒の制御能力を調べる試験、放射線を実測する試験等が繰り返し行われたが、その結果本件原子炉は機能的にすべて所期の性能を有していることが確認されたため、二月四日から原子炉の出力を徐々に上げるとともに蒸気を発生させてタービン・発電機を回転させ、同月一七日からは二〇パーセントの出力で、また、同月二七日からは三五パーセントの出力で、更に三月二〇日からは五〇パーセントの出力で、それぞれ蒸気発生器水位試験、原子炉制御系統試験、負荷しや断試験、出力分布や放射線レベルの測定試験等が行われ、原子炉及び発電設備ともすべて所定の機能を有していることが順次確認された。

次いで、四月五日から同月二二日まで原子炉を停止した上各種機器の状態が入念に点検されたところ、いずれの機器においても異常のないことが確認されたので、再び同月二三日から五〇パーセントの出力で前記と同様の各種試験が繰り返し行われた。

(9) 非専門家において原子炉の安全性を理解するための比較的わかりやすい他の

説明手法としては、そのリスク（潜在的危険性）を確率的な手法により数値をもって示す方法がある。この点でどうしても触れなければならぬのは、ラスムッセン報告についてであるが、この報告は、原子炉のリスク（事故の起こる確率とそれによって生ずる被害の大きさとの積として理解される）がどの程度になるかを、他の人為的危険又は自然災害と比較したものである。

これは当時のアメリカ原子力委員会（AEC）によって、マサチューセッツ工科大学（MIT）のラスムッセン教授（N. C. Rasmussen）の指導の下に、約三年の歳月と約四〇〇万ドルの経費を費やして、多くの科学者・技術者を動員して行われた研究の成果である。そして、このラスムッセン報告は、原子炉の安全性を確率的な手法によって示した本格的な研究としては唯一のものであり、現在極めて高い評価と権威が与えられている。この報告によると、一個人が一年間に原子炉事故に遭遇して死亡するリスクは、原子炉一〇〇基をひとまとめとしても五〇億分の一であり、同一の想定につき自動車事故が四〇〇〇分の一、火災が二万五〇〇〇分の一のリスクを有するのに比して、はるかに小さい。これを炉心溶融事故を想定して別の形で表現すれば、原子炉一〇〇基をひとまとめとして考えても、一度に一〇人以上の死亡を伴う事故発生率は三万年に一回であり、一〇〇〇人以上の死亡を含む事故の発生については、一〇〇万年に一回である。この値は、一個の隕石がアメリカ合衆国の人口集中部に落下し

て一度に一〇〇〇人を死亡させる確率と一致している。

(10) ところで、右に述べた原子炉の安全性を確率論的手法によって示す方法には誤解を招きやすい点がある。それは、右にいう確率をもって、想定された事故が必ず発生する時間的ひん度を示すものとして誤って受け取られるおそれはないことである。しかし、右にいう確率は、「宝くじが当たる確率」などという場合の確率とは意味が全く異なる。例えば、想定された事故の発生する確率が一〇〇万年に一回であるという意味は、当たりくじが一〇〇万本に一本あるというのとは全く異なり、当該事故の発生するリスク、すなわち、あくまでも頭在的でない、潜在的な危険性の程度を数値をもって示したものにすぎない。換言すれば、その数値は、原子炉の有するリスクの程度を説明する一つの手段、いわば「方便」といってよいものである。したがって、一〇〇万年に一回起こり得るとされている「事故」といっても、これは純粹に頭の中だけで、すなわち観念的に想定されたものであって、右程度の発生確率を有するにすぎない「事故」というものは、現実には起こり得ないといつて何ら差し支えないのである。

(二) 原告らの主張の特徴

前項において述べたところから既に明らかのように、本件原子炉の危険性を強調する原告らの主張は、極めて具体性を欠くものであるが、本件訴訟の論点、特に原告適格の有無に関する論点を明確にする意味から、次に、原告らの主張全般に共通する特徴を挙げてみたい。

(1) 原告らの主張は、一般的・抽象的である。

ア 本件原子炉の危険性を強調する原告らの主張は、本件原子炉固有の欠陥あるいは問題点を指摘するものではなく、原子力発電一般の危険性を訴えようとするものである。また、本件許可処分的手続的違法として主張するところも、原子力行政一般の在り方、ひいてはエネルギー政策の環境としての原子力政策の可否をうんぬんに等しい。

ここで注意を十分に喚起したいのは、原告らが「本件伊方原子炉の」という形容句を頭につけている指摘事項であっても、これらはすべて本件原子炉固有の問題を言っているのではないということである。原告らは、本件訴訟を通じて本件原子炉に関する資料、情報を多く入手し得たことから、本件原子炉を一つの例にとつて原子力発電一般についての議論を展開しているのである。このことは、原告らのこれまでの主張、原告らの提出に係る書証等の証拠を少し注意深く見れば、容易に理解し得るところである。この意味において、原告らは本件訴訟を一つの「象徴」に仕立てようとしているものと見てよいであろう。なお、立地、敷地の地盤の適合性についての問題点は、当然各原子炉に固有のものも存在するはずであるが、原告らの右の問題点についての主張も、原告らの指摘するような問題が原因となつていかなる原子炉事故が発生

するかという点について、具体的かつ合理的な説明を行っているものではなく、結局、右主張は、「原子力発電はそもそも危険である。」というばく然とした認識に基づく抽象的記述の域を少しも脱してはいないのである。

イ 原告らの主張が右のように一般的・抽象的であることの根本的原因是、再三述べるように、原告らがそもそも原子力発電というものの存在自体を根本から否定する考えを有しているところにある。原告らは、原子力発電技術の状況のいかんにかかわらず、その存在を認めないとする立場のように理解される。このことは、原告らが「原子力発電は人類の生存と両立しない。」と主張しているところに如実に示されている。また、原告らは基本法は憲法違反である旨の主張をしているが、このことも原告らの立場を明確に示している。すなわち、同法は、国会で審議がなされた際、その当時の与党・野党を含む全党の一致で可決され成立したものであって、同法の成立により我が国においてはエネルギー源として原子力を積極的に利用する旨の我が国エネルギー政策の基本方針が樹立されたものといふことができる。したがって、この法律の合憲性を根本から否定する原告らの主張は、とりもなおさず、我が国のエネルギー政策における原子力発電の存在それ自体を根本から否定する政策的立場に原告らが立脚していることを如実に示すものであるが、原告らのこのような考え方は、一つの「思想」としてはあるいは成り立ち得る

にもせよ、前に述べた裁判所の本来の機能に照らせば、原告らが右のような「政策的立場」ないしは「思想」に対する是非の判断を裁判所に求めること自体そもそも無理といわざるを得ないであろう。

原告らの右のような「思想」の根底を流れる重要な基本的観念と見られるのは、原子力発電の原理は原子爆弾の爆発原理と共通するというものである。

「広島」「長崎」は、日本国民全体の、ひいては人類の大きな悲劇であったが、それは日本の原子力開発・利用にとつても大きな不幸であったといえよう。というのは、日本においては、この不幸な体験のゆえに、原子力開発・利用に関するすべての問題に対して国民の冷静な目が失われ勝ちになっているといえなくはないからである。原子爆弾と発電用原子炉とを比較した場合、それらにおけるエネルギーの取り出し方、すなわち、実際の核分裂の仕方は相互に全く異質のものである。すなわち、前者はいうまでもなく爆発を本来の目的とするものであるが、後者は爆発とは無縁のもので、継続的に一定の熱を取り出す機構のものである。更に、具体的にいえば、原子爆弾に用いられるウランは、発電用原子炉の核燃料に用いられるウランに比べて核分裂を起こすウラン二三五の含有量が桁違いに大きく、発電用原子炉の核燃料のウラン二三五の含有量がせいぜい二ないし四パーセントであるのに対して、原子爆弾はほぼ一〇〇パーセント近いものである。このため、原子爆弾はいわばネズミ算的に核分